

# 令和7年度 マンション等管理者講習会



## 本日の次第

【講演1】 マンション等でのごみの排出ルール  
（京都市）

【講演2】 管理会社の管理事例紹介  
（株式会社 フラットエージェンシー）

【講演終了後】 質疑応答・アンケート記入

※ 会場後方に共同住宅等周知届の出張窓口を設けています。  
この機会に是非ご提出ください。



## 1 マンション等でのごみの排出ルール

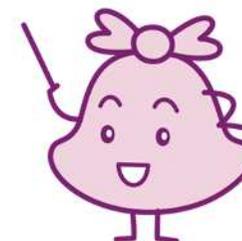
- －京都市のごみの現状
- －マンション等におけるごみの分け方・出し方
- －分別・リサイクルの手法 など

## 2 マンション等の所有者・管理者の義務等

- －ごみの分別ルール等の周知・啓発
- －共同住宅に関する市への届出
- －入居者周知に活用できる啓発物品

## 3 マンション等でのごみ収集に関する問合せ等

- －京都市への相談や問合せ



## 1 マンション等でのごみの排出ルール

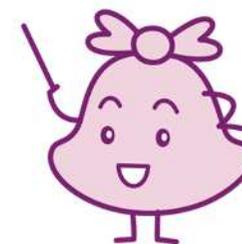
- ー 京都市のごみの現状
- ー マンション等におけるごみの分け方・出し方
- ー 分別・リサイクルの手法 など

## 2 マンション等の所有者・管理者の義務等

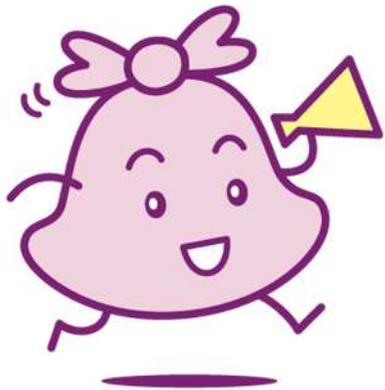
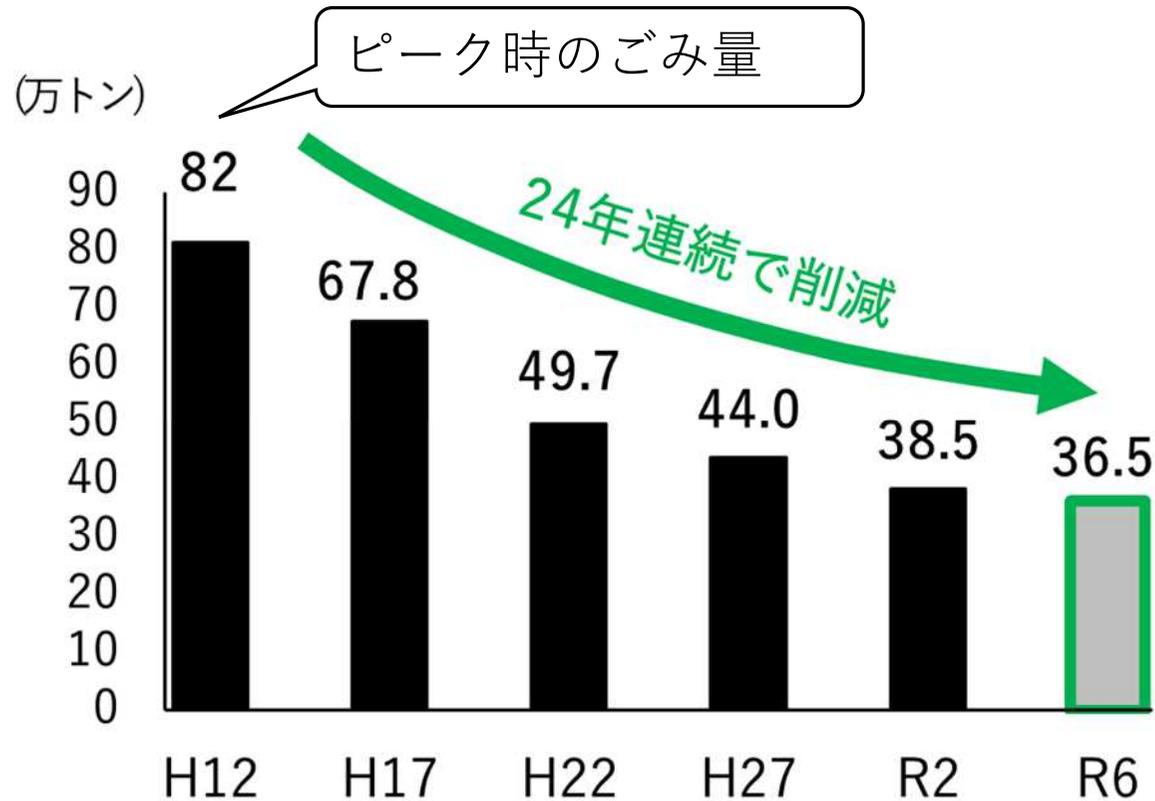
- ー ごみの分別ルール等の周知・啓発
- ー 共同住宅に関する市への届出
- ー 入居者周知に活用できる啓発物品

## 3 マンション等でのごみ収集に関する問合せ等

- ー 京都市への相談や問合せ



# 京都市のごみ受入量の推移



将来、クリーンセンターの大規模改修の際には、2工場で処理する必要があること、本市唯一の**最終処分場**を**少しでも長く活用していく**ために、更なるごみ減量に御協力をお願いします。

# マンション等から排出されるごみ



入居者のごみ

家庭ごみ



マンション等の  
管理業務のごみ

事業ごみ

- 例)
- ・ 共用部分の清掃に伴うごみ
  - ・ 敷地内に不法投棄されたごみ
  - ・ その他建物の維持管理に伴うごみ 等

事業ごみは、事業者が適正に処理することと法律で定められています。

# 事業系廃棄物の事例

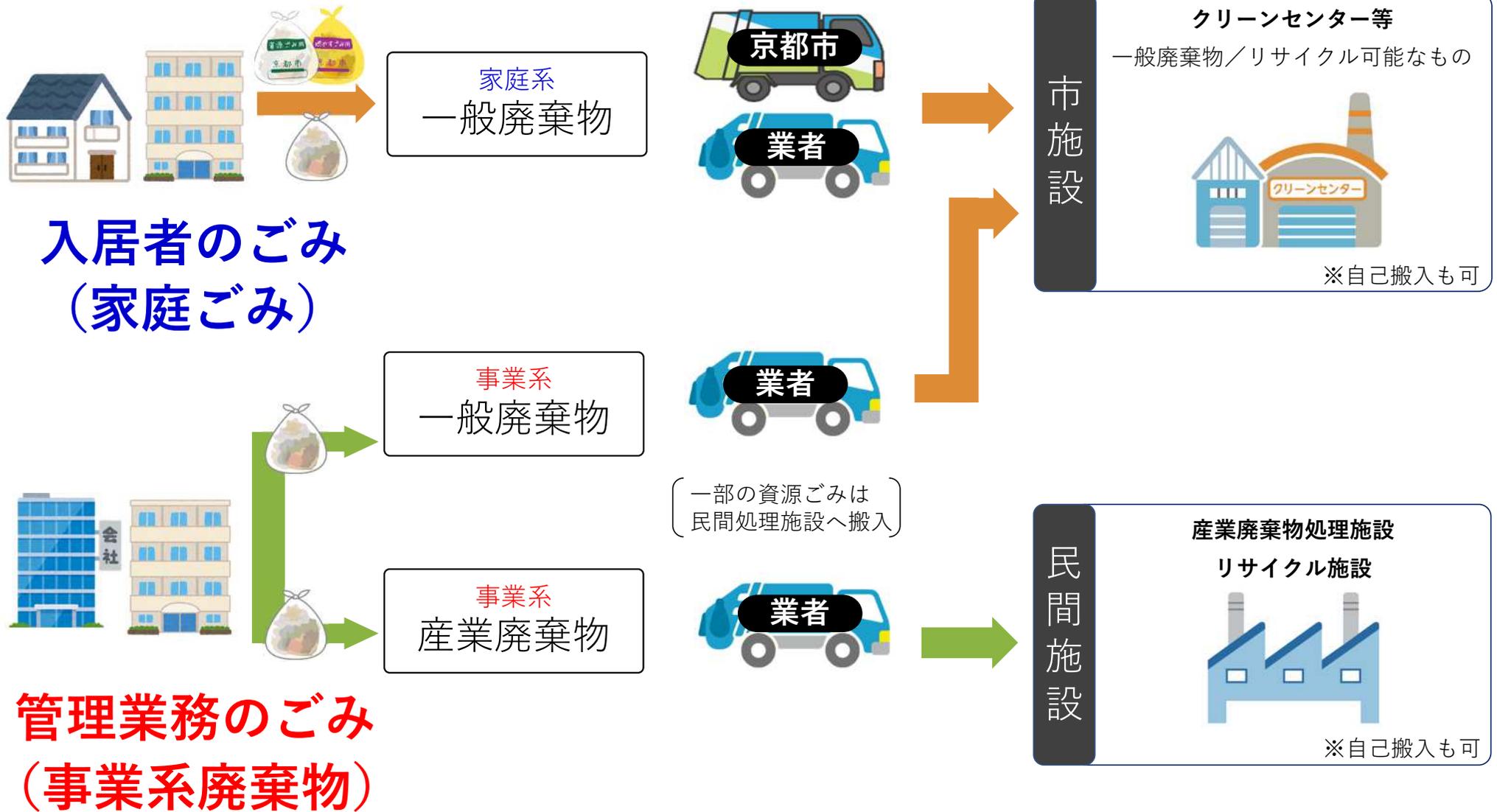
事業系一般廃棄物	★リサイクルできない紙類 汚れのついた紙など		産業廃棄物	缶 飲料用の缶など	
	★厨芥類 食品の売れ残り、食べ残したもの、調理くずなど			びん 飲料用のびんなど	
	★木くず 木製品、せん定枝など			ペットボトル 飲料用などのペットボトル	
	★古布 不要になった衣類など			プラスチック類 弁当・カップ類、ラップ類、トレイ、ビニール袋、発泡スチロール、化学繊維など	
	★新聞			金属類 刃物類、スプレー缶、一斗缶、金具類などその他金属製のもの（事業所の机、椅子、ロッカーなど）	
	★ダンボール			ガラス陶磁器類 コップなどのガラス類、陶器類など	
	★雑がみ 雑誌、OA用紙、シュレッダーくず、機密書類、メモ用紙、封筒、紙袋、ボール紙、空き箱、パンフレット、カタログなど			電池類 乾電池、充電電池など	
		品目 1 燃え殻 2 汚泥 3 廃油 4 廃酸 5 廃アルカリ 6 廃プラスチック類 7 コムくず 8 金属くず 9 ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 10 紙くず 11 切れき類 12 ばいじん 13 ★紙くず 14 ★木くず 15 ★繊維くず 16 ★動物性残渣 17 ★動物系固形不燃物 18 ★動物のふん尿 19 ★動物の死体 20 政令第13号廃棄物	水銀使用製品 蛍光灯、水銀体温計、ボタン電池 など		
			家電リサイクル法対象製品 エアコン、テレビ、冷蔵(凍)庫、洗濯機、衣類乾燥機		
			その他混合物 家電リサイクル法対象製品以外の家電製品、パソコンなど		

## ■事業ごみの処理責任

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条）

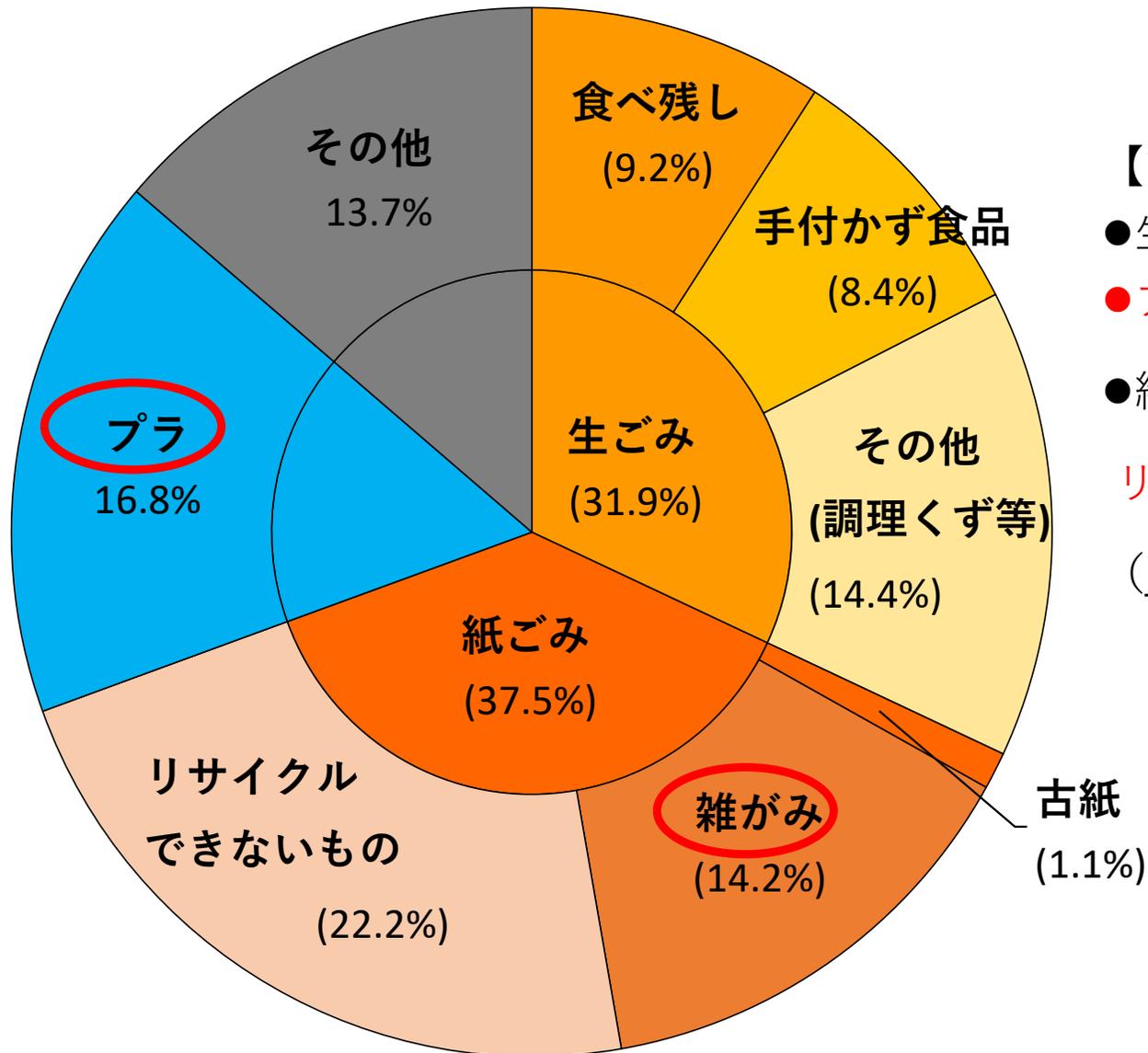
事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

# ごみの区分と処理の流れ



京都市クリーンセンターでは、**産業廃棄物**は受け入れていません。

# 業者収集ごみ（マンション）の物理組成 （令和6年度業者収集ごみ細組成調査結果）



【市収集の燃やすごみ組成との比較評価】

- 生ごみの割合が低く (32% ⇔ 40%)
- プラの割合が高い (17% ⇔ 11%)
- 紙ごみの割合が高く (38% ⇔ 33%)、  
リサイクル可能な雑がみの割合が高い (14% ⇔ 11%)。

# マンション等から出された燃やすごみの状況 (クリーンセンターに搬入時の状況)

燃やすごみにリサイクル可能な  
プラスチック類、雑がみ、  
缶・びん・ペットボトル等の混入  
が確認されています。



入居者への資源物の分別周知を  
お願いします。



## ごみ搬入手数料について(業者収集のみ対象)



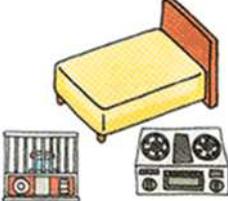
10kgまでごとに 150円

※ただし、マンション等から出るプラスチック類は、

10kgまでごとに 75円

# 京都市におけるごみの分別（定期収集）

定期収集：6分別・9品目（**分別義務あり**）

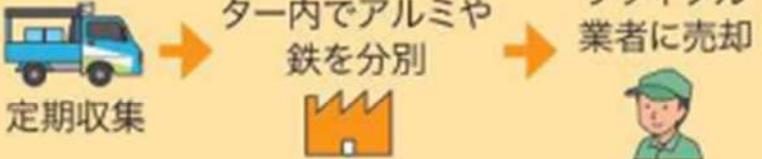
燃やすごみ (生ごみ、ガラス類、 リサイクルできない 紙類など)	缶・びん・ ペットボトル	プラスチック 類（製品及び 「容器」と 「包装」）	雑がみ (新聞、段ボール を含む)	小型金属・ スプレー缶	大型ごみ
					



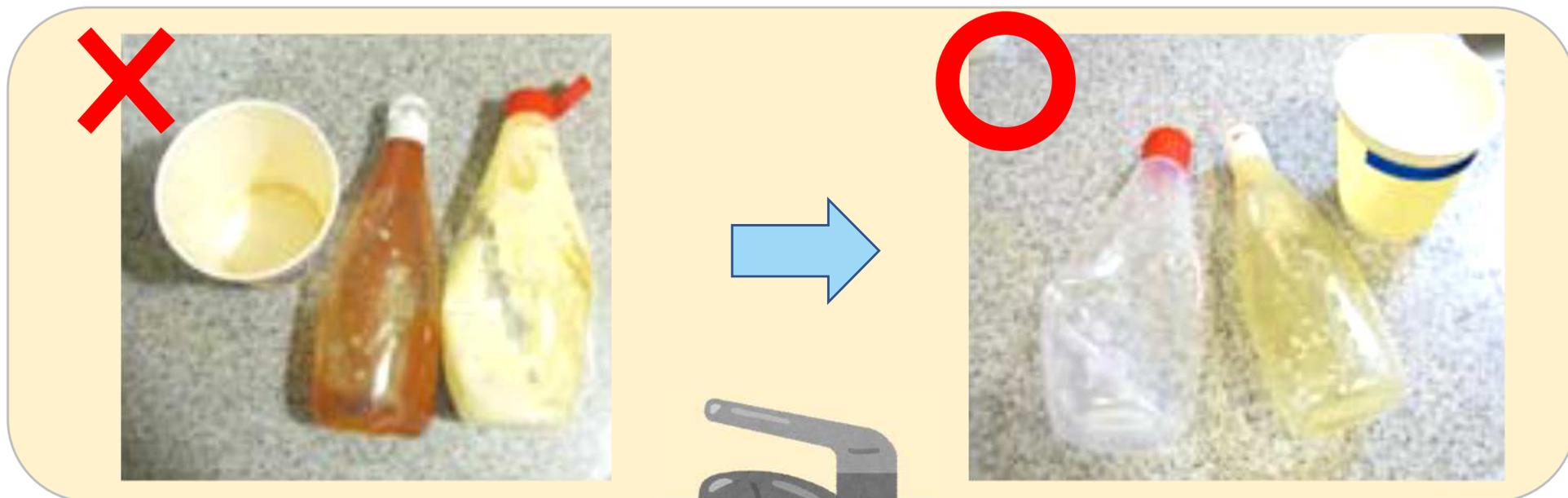
令和7年10月からまち美化事務所での拠点回収を開始しました。

※ 業者収集されているマンションは、収集場所、回収頻度、透明袋の使用など排出方法が異なります。

# 京都市で回収された資源物の行方（例）

資源物の種類	資源化の処理の流れ	リサイクル・再使用されるよ！
<p>缶・びん・ペットボトル</p> 	<p>定期収集 → リサイクルセンターで分別 → リサイクル業者に引渡し・売却</p> 	<p>(アルミ缶) アルミ缶、自動車部品など</p> <p>(スチール缶) スチール缶、鉄鋼材など</p> <p>(びん) びん、路盤材など</p> <p>(ペットボトル) 再生ペットボトル</p> 
<p>プラスチック類(プラスチック製品及びプラスチック製の「容器」と「包装」)</p> 	<p>定期収集 → 中間処理施設で異物除去、圧縮梱包 → リサイクル業者に引渡し</p> 	<p>再生樹脂、パレット、プラスチックの化学原料など</p> 
<p>小型金属類・スプレー缶</p> 	<p>定期収集 → 南部クリーンセンター内でアルミや鉄を分別 → リサイクル業者に売却</p> 	<p>鉄筋、鉄骨など</p> 
<p>新聞・ダンボール・雑がみ(紙箱・包装紙など)</p> 	<p>定期収集 / 収集 → 再資源化工場 → 製紙メーカー</p> 	<p>再生紙、ダンボールなど</p> 

# プラスチック類の汚れは軽く洗い流してください





## リチウムイオン電池などの分別排出

「分別するのめんどくさい」「少しくらい大丈夫」が  
大きな火災事故につながります。



東北部クリーンセンター 破砕施設火災（平成31年3月）  
修繕期間 約6カ月 修繕費 約1.5億円

# リチウムイオン電池などの分別排出

「燃やすごみ」、「資源ごみ」として出すことはできません

## 充電式の電化製品



### ・小型家電の場合

(製品の3辺が30cm×40cm×40cm以内)

- ① 「資源物回収拠点（回収ボックス）」へ持ち込む
- ② 「移動式拠点回収」へ持ち込む

### ・それより大きい場合

「大型ごみ」として排出

取り外し可能な電池は  
充電式電池として排出

## 充電式電池



- ① 「資源物回収拠点」へ持ち込む
- ② 「移動式拠点回収」へ持ち込む
- ③ 「（一社）JBRCの回収協力店舗」へ持ち込む

# プラスチック類として定期収集できないもの（例）

小型家電  
リチウムイオン電池



**資源物回収拠点**  
(各まち美化事務所、  
区役所・支所等のエコまちステーション等)  
**店頭回収**

刃物類・ライター



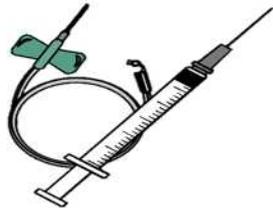
**資源物回収拠点**

クーラーボックス  
スーツケース  
ポリタンク等



**大型ごみ**

在宅医療機器



**交付された  
医療機関・薬局に返却**

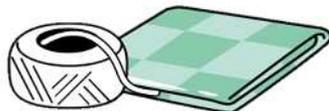
ビニール傘  
(1袋2本まで)



一般用抗原検査キット

**燃やすごみ**

ひも、シート等  
(50cm以上のもの)



# リサイクルできる紙類の分別

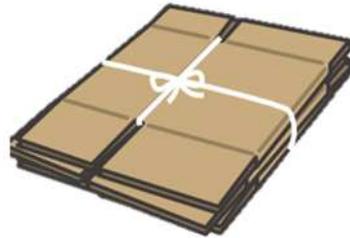
種類別に分別し、紐でくくる、紙袋に入れるなどして排出してください。

(古紙回収業者等が回収する場合は、回収業者へご確認ください。)

## 新聞



## ダンボール



## 雑がみ (例) ※

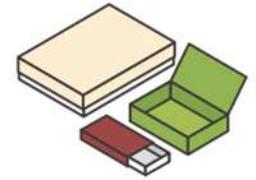
紙袋



チラシ・カタログ



紙箱



## 正しい出し方



小さな雑がみは  
紙袋等にまとめる



ダンボールは畳む

## 間違った出し方



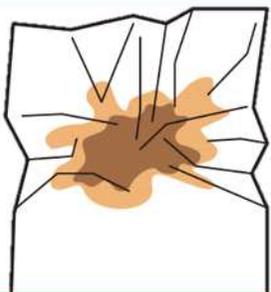
ダンボール箱の中に、  
他の紙類やごみ等を入れない

※雑がみのその他の例については、「雑がみ図鑑」を参考ください。



# リサイクルに向かない主な雑がみ

## 汚れた紙



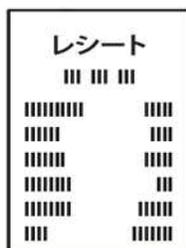
⚠️ 汚れたものは、燃やすごみ

## 油がついた紙



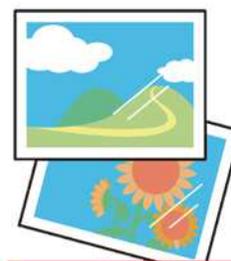
⚠️ 油で汚れたものは、燃やすごみ

## 特殊インクが使われている紙



⚠️ 感熱紙は、燃やすごみ

## 耐水性のある紙



⚠️ 写真は、燃やすごみ



⚠️ インクジェット紙は、燃やすごみ

再生紙に**汚れ**となって現れる原因になるため、燃やすごみとして排出してください。

(リサイクル施設の性能により、リサイクル可能な場合があります)

# リサイクルできる紙類の排出（コミュニティ回収）

## 【コミュニティ回収】

古紙や古着などの資源物回収に対して市が助成金を交付する制度

### <対象団体>

- ・自治会、**マンション等管理組合**などの住民団体
- ・**マンション等の所有者・管理会社**

### <条件>

- ・概ね**10世帯以上**であること、**雑がみと古着の回収必須**等  
(その他の条件については、本市HPをご確認ください。)

### <助成額> ※4月から開始する場合

- ① マンション1棟目 15,000円
- ② 追加1棟当たり 5,000円
- ③ 8棟以上 一律50,000円

※ 初年度は開始月により助成金が異なります。



コミュニティ回収制度

検索

### <お申込・お問合せ先>

まち美化推進課（☎075-222-3952）

# リサイクルできる紙類の排出（民間事業者による古紙回収）

「雑がみ等の古紙分別・リサイクル徹底推進に関する取組宣言業者」  
にご相談ください。

取組宣言業者の一覧はこちらをご覧ください。

雑がみ 宣言業者

検索



古紙の分別・リサイクル取組宣言車  
私たちは  
**雑がみも回収**  
します！



「事前連絡不要」で「車で持込可能」な古紙回収業者は、上記HPで紹介しています。



# リサイクルできる紙類の排出（古紙問屋への持ち込み）

「資源物回収マップ」に、持込可能な古紙問屋（民間の回収拠点）を掲載

The screenshot shows the Kyoto Resource Recycling Map website interface. On the left, there is a search panel with the following details:

- Search System: 京都市資源物回収拠点検索システム
- Map Title: 資源物回収マップ
- Search Area: 伏見区 (Fushimi-ku)
- Search Results: 16件が該当しました (16 items found)
- Search Results List:
  - 伏見区役所 (Fushimi Ward Office)
  - 伏見まち美化事務所 (Fushimi City Beautification Office)
  - 木下紙業株式会社 伏見工場 (Kinoshita Paper Industry Co., Ltd. Fushimi Factory) - marked with a red circle and number 1

The main map displays Fushimi-ku with various landmarks and recycling points. A red dashed circle highlights four specific points labeled 1, 2, 3, and 4. A callout box points to these points with the text: ①～④が古紙問屋 (①～④ are old paper recycling shops). The map also shows other locations like 'スシロー 京都伏見店' and 'BOOKOFF SUPER BAZAAR 1号京都伏見店'.

資源物回収マップはこちらからご覧ください。

京都市 資源物回収マップ 検索



# 大型ごみの排出

< 申込の流れ >

## 要事前申込

- ① 電話申込（8:30~16:30 年末年始を除く）  
インターネット申込（24時間365日可）
- ② 処理手数料券(シール)を購入し、指定場所へ排出

申込がないまま排出され、後日トラブルになるケースが頻繁に発生しています。  
必ず申し込みのうえ、排出するよう入居者への周知をお願いします。

京都市 大型ごみ 受付

検索



ごみとして捨てる前に…

民間のリユース促進サービス、「**ジモティー**」や「**おいくら**」の活用をご検討ください。

詳細はこちらをご確認ください。

京都市 ジモティー おいくら

検索



ジモティー

おいくら?

# マンション等のごみの収集形態

## 市収集



### 京都市が収集

〈収集頻度〉

- ・燃やすごみ（週2回）  
⇒有料指定袋を使用
- ・雑がみ（月2回）
- ・資源ごみ（週1回）
- ・小型金属類・スプレー缶（月1回）



希望される場合は、行政区を担当する **まち美化事務所** に御相談ください。  
（※ 排出場所によっては、地域住民との調整が必要）

## 業者収集



### 民間の許可業者が収集

〈収集頻度〉

- 毎日収集、収集頻度の指定等が可能（依頼業者と要相談）  
⇒透明袋（無色透明・白色透明）を使用

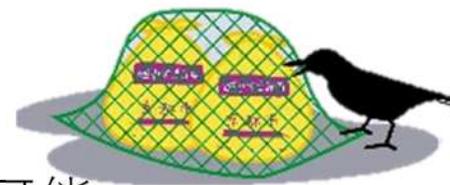


# カラス被害対策（市収集のみ対象）

## ○ 防鳥用ネットの無償貸与

原則 1 枚を無償貸与（大・小サイズあり）

※利用規模によっては、2枚まで貸与可能



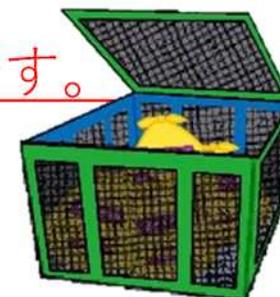
〈問合せ〉 各区役所・支所のエコまちステーション、各まち美化事務所

## ○ 防鳥用ケージの購入費用の一部助成

- ・ 購入費用の半分（上限 15,000円／個）を助成
- ・ 年度により、助成件数に限りがあります。
- ・ 条件等の詳細は「まち美化推進課」までお問合せください。

※購入前の必要書類の提出・事前協議が必要です。

〈問合せ〉 まち美化推進課 ☎ 222-3952



# 誤った出し方のごみは**残置**される場合があります！

## 〈残置される例〉

- ① 分別が不十分な場合
- ② 収集できないごみが含まれていた場合  
(危険物、産業廃棄物、リサイクルが義務付けられているものなど)

収集不可のごみは  
啓発シールを貼付します。

日付

**このごみは収集  
できませんでした**

**分別が不十分です。**  
下記のごみを取り除いていただき、次回の収集日に  
このシールをはがして排出してください。

**取り除いていただくごみ**

- 缶・びん・ペットボトル
- 燃やすごみ (生ごみ、ガラス類 等)
- 小型金属類・スプレー缶 (フライパン・やかん 等)
- プラスチック類 (プラスチック製品・トレイ類・緩衝材 等)
- その他の資源物 (小型家電・電池類・刃物類 等)  
拠点回収をご利用ください。
- 大型ごみ  
大型ごみ受付センターに申し込んでください。  
固定電話 0120-100-530  
携帯電話 075-330-6100 (通話料別) 0570-000-247 (受付時間)

**指定袋が違います。**  
燃やすごみ用・資源ごみ用 指定袋で排出してください。

**排出日時が違います。**  
「収集日当日の」朝8時までに出してください。

**排出場所が違います。**

**その他**

京都府環境政策局 | まち美化事務所  
電話

市収集

京都市からのお願い

**このごみは  
収集できません**

This garbage could not be collected  
此垃圾不能回收  
이 쓰레기는 수거할수 없습니다

- 産業廃棄物は入れないでください。
- リサイクルできる資源物 (缶・びん、ペットボトル、紙類) を分別してください。
- 透明袋 (無色透明又は白色透明) で出してください。

※お問い合わせは、契約の収集業者まで

収集業者名

連絡先

京都市環境政策局

業者収集

## 1 マンション等でのごみの排出ルール

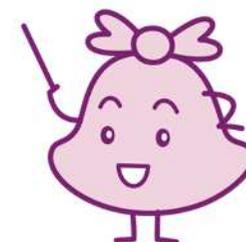
- ー 京都市のごみの現状
- ー マンション等におけるごみの分け方・出し方
- ー 分別・リサイクルの手法 など

## 2 マンション等の所有者・管理者の義務等

- ー ごみの分別ルール等の周知・啓発
- ー 共同住宅に関する市への届出
- ー 入居者周知に活用できる啓発物品

## 3 マンション等でのごみ収集に関する問合せ等

- ー 京都市への相談や問合せ



# マンション等の所有者・管理者の義務

## ① 入居者への **ごみの分別ルール等の周知・啓発**

(京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第16条)

### < 周知方法の例 >

- ・ 掲示板や **ごみ置場** への掲示
- ・ 書面による配布
- ・ 対面での説明

〔 契約の重要事項説明時  
管理組合の会合 など 〕



古い掲示物が色あせていないか等、改めてご確認ください。

# マンション等の所有者・管理者の義務

## ② 京都市への届出（共同住宅等分別周知等届）

（京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 第16条）

- 〈対象〉 京都市内の全ての共同住宅等のうち、
- ① 新築の共同住宅等の所有者又は管理者
  - ② 既存の共同住宅等を新たに管理する管理者  
（業者収集か市収集かを問わずご提出ください）

〈提出先〉 資源循環推進課（本日、出張受付窓口で提出可）

※ 上記以外の既存の共同住宅等についても届出の提出にご協力ください。

届出済か不明な場合は、資源循環推進課（☎075-222-3948）にお問合せください。

# マンション等の所有者・管理者の義務

## 共同住宅等分別周知等届

(宛先) 京 都 市 長		令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒〇〇〇-〇〇〇〇 京都市中京区〇〇町△△		届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 御池〇〇マンション管理組合 理事長 京都 太郎 電話 〇〇〇-〇〇〇〇	
京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第16条第2項の規定により届け出ます。			
届出者の区分		<input type="checkbox"/> 管理会社 <input checked="" type="checkbox"/> 管理組合 <input type="checkbox"/> 共同住宅等の所有者 <input type="checkbox"/> その他( )	
届出の理由		<input checked="" type="checkbox"/> 共同住宅等の新築 <input type="checkbox"/> 既存の共同住宅等の新規の管理等	
共同住宅等	名称	御池〇〇マンション	
	所在地	京都市中京区〇〇町△△	戸数 50戸
上記届出者以外の連絡先	氏名	株式会社〇〇管理 〇〇支店	
	住所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 京都市上京区〇〇町△△ 電話 〇〇〇-〇〇〇〇	
家庭ごみの収集方法等	種類	収集方法	
	燃やすごみ	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 〇〇商店 <input type="checkbox"/> 市収集	収集回数 6回/週
		<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 〇〇商店 <input type="checkbox"/> 市収集	収集回数 2回/週
	缶	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 〇〇商店 <input type="checkbox"/> 市収集	収集回数 2回/週
		<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 〇〇商店 <input type="checkbox"/> 市収集	収集回数 2回/週
	ガラスびん	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 〇〇商店 <input type="checkbox"/> 市収集	収集回数 2回/週
	ペットボトル	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 〇〇商店 <input type="checkbox"/> 市収集	収集回数 2回/週
	プラスチック製の容器包装	<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 <input checked="" type="checkbox"/> 市収集	収集回数 1回/週・月
古紙類	<input checked="" type="checkbox"/> 業者収集 業者名 〇〇紙業 <input checked="" type="checkbox"/> その他	収集回数 1回/週・月 (コミュニティ回収)	
小型金属類及びスプレー缶	<input type="checkbox"/> 業者収集 業者名 <input checked="" type="checkbox"/> 市収集	収集回数 1回/週・月	
家庭ごみの排出の方法等に関する入居者への周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 掲示板等への掲載 <input type="checkbox"/> 書面の配布 <input checked="" type="checkbox"/> ごみ置場における表示 <input type="checkbox"/> その他( )		
入居開始日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日		

### 〈主な記入内容〉

- 物件の管理者（個人・管理組合・法人）
- ごみの収集形態 等
- ごみ分別の周知方法

※ご提出後、所有者・管理会社の了承のもと、職員が現地確認を行います。

様式のダウンロードは、こちらから

京都市 届出義務

検索



# 入居者への周知に御活用いただける啓発物品

## チラシ・リーフレット類

分別啓発用

## ステッカー

ごみ種ごとの分別啓発用

**ごみの分け方・出し方**

燃やすごみ	資源ごみ
<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ(食品)、その他、塩気のプラスチック類、シヤボンでできない紙類、割れたガラス類など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>缶・びん・ペットボトル</li> <li>プラスチック製の「箱類」と「包類」</li> <li>小家電類・スプレー缶</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>資源化可能な紙類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資源ごみ</li> </ul>

**2 使う袋を確認しましょう!**

**3 出す場所を確認しましょう!**

**雑がみの分別・リサイクルをお願いします!**

雑がみの別

- チラシ・カタログ
- 雑誌
- 紙箱
- 印刷・活字
- 包装紙
- 紙類
- 紙の箱

× 雑がみとして扱えないもの(リサイクルできない紙類)

さあ、紙箱を選んで、雑がみ分別ステッカーにしよう!

**燃やすごみ 可燃性 쓰레기**  
Burnable garbage 可燃垃圾

**出し方のルール**

- 燃やすごみは十分に表切りをしてください。
- ガラスなどは厚紙などに包んでください。
- 刃の鋭いものにはテープをつけてください。

これらのものは、「燃やすごみ」に扱います。

燃やすごみ

**プラスチック類**  
Plastics

**出し方のルール**

- 食品汚れなどは、軽く水洗いするなどして、汚れを取ってください。
- 汚れがひどく、取れない場合は、燃やすごみで出してください。
- 電池・電気で動くものや刃物類、注射器、ライターなど、異物は絶対に入れないでください。

プラスチック製の「箱類」と「包類」

プラスチック類

**缶・びん・ペットボトル**  
Cans, bottles, and PET bottles

**出し方のルール**

- ペットボトルのふたとラベルははずしてください。
- 中身は空にして、潰してください。
- たばこの吸い殻や紅などの異物は中に入れてください。
- びんのはたははずして分別してください。

缶・びん・ペットボトル

**新聞・ダンボール 紙パック・雑がみ**  
Newspapers, cardboard, cartons, and miscellaneous paper waste

**出し方のルール**

- 新聞・ダンボールは、厚紙に包んでください。
- 紙パックは、中身を空にして潰してください。
- 紙類は、燃やすごみで出してください。

紙類

【多言語対応あり】

日、英、韓、  
中(簡体字・繁体字)  
ベトナム語

# 入居者への周知に御活用いただける資料

ごみ分別案内アプリ 「さんあ〜る」

▼こちらからダウンロード  
(iPhone用) (Android用)



【京都市公式】みんなで学ぶ！正しいごみの分け方・出し方【全編】

学生向けごみの分別周知動画

動画はこちらから▶



大学・共同住宅 ごみ

検索

# 特定共同住宅を新築する場合のごみに関する届出

特定共同住宅(3階以上かつ15戸以上)を新築する場合は、建築確認申請時に、ごみ収集に関する届出の提出が必要です。  
(提出先⇒まち美化推進課)

## ■ 市収集

- ①団地台帳 ②ごみ置き場のわかる図面
- ③特定共同住宅の付近見取り図

※ 提出後に、管轄のまち美理事務所との事前協議が必要となります。

## ■ 業者収集

- ①団地台帳 ②ごみ置き場のわかる図面、誓約書
- ③特定共同住宅の付近見取り図

〔 3階以上かつ15戸に満たない新築でも、市収集を希望する場合、管轄のまち美理事務所との事前協議が必要です。 〕

詳細は、[まち美化推進課 \(☎075-222-3952\)](tel:075-222-3952) にお問合せください。

## 1 マンション等でのごみの排出ルール

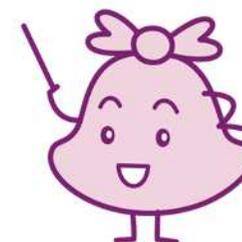
- ー京都市のごみの現状
- ーマンション等におけるごみの分け方・出し方
- ー分別・リサイクルの手法 など

## 2 マンション等の所有者・管理者の義務等

- ーごみの分別ルール等の周知・啓発
- ー共同住宅に関する市への届出
- ー入居者周知に活用できる啓発物品

## 3 マンション等でのごみ収集に関する問合せ等

- ー京都市への相談や問合せ



## 京都市への相談や問合せ

- ・ごみの回収を市収集にしたい。

⇒ 行政区を担当するまち美化事務所に相談

収集ルートの関係でご希望に添えない場合があります。  
また、近隣住民との調整が必要な場合があります。

- ・ごみが回収されずに残置されることがある。

⇒ 排出日時の順守・ごみ分別ルールの徹底を周知

分別不十分、後出し（収集後に排出すること）は、  
残置されることがあります。

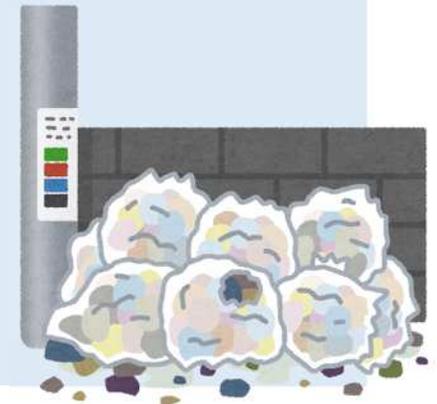
- ・市収集…当日の朝8時まで
- ・業者収集…収集業者の指示に従ってください。

## 京都市への相談や問合せ

- ・ 排出場所でのごみの散乱が多い。
- ・ 入居者がごみ出しルールを守らない。  
(収集日時違い、分別不十分、指定袋を使わない等)

### 【対応例】

- ・ 入居者へごみ出しルール等の周知
- ・ ごみ庫やカラスネットのサイズ確認
- ・ 巡回専属スタッフの配置
- ・ 市収集から業者収集への変更 等



**管理者の速やかな対応**が、ごみの「悪循環」を防ぎます！

# 京都市への相談や問合せ

- ・不法投棄対策を教えてください。

## 【対応例】

### 掲示物の貼付



京都市  
啓発物

### 防犯カメラ設置



### ダイヤル式南京錠のごみ庫



# 違法な「無許可」の不用品回収業者を 利用しないでください！

- ・家庭ごみの収集運搬には京都市の許可が必要です。
- ・無許可業者に依頼すると、適切に処理されない場合があります。

現在、収集を依頼している許可業者、  
または以下の許可業者一覧からご依頼ください。

許可業者の一覧は、こちらから

京都市 許可業者 行政区別

検索



不法投棄



不適正処理



不適正な管理による火災

引用：環境省「廃棄物の処分に「無許可」の回収業者を利用しないでください！」 (<https://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>)

その他にも、高額な処理費用を請求されることがあります！  
改めて、入居者様へのご周知をお願いします。